

決議第4号

芦刈市長に対する不信任決議

太宰府市議会規則第13条第1項の規定により、上記の決議を別紙のとおり提出する。

平成29年12月12日

太宰府市議会議長 殿

提出者 太宰府市議会議員 村山弘行

賛成者 太宰府市議会議員 門田直樹  
" 橋本健之  
" 藤井雅之  
" 長谷川公成  
" 神武綾  
" 原田久美子  
" 上疆  
" 小畠真由美  
" 小陶良尚  
" 木村彰人  
" 入江寿  
" 堀剛  
" 徳永洋介  
" 船越隆之  
" 宮原伸一  
" 柳原莊一郎

理由

市議会議員一般選挙後の新議会において、市長としての資質に欠ける芦刈市長に対し、不信任を再度決議するものである。

## 芦刈市長に対する不信任決議

太宰府市議会は芦刈市長に対し、6月定例会での問責決議をはじめ、9月定例会の辞職勧告決議を可決した。さらに、10月臨時会においては不信任決議を全会一致で可決した。

市議会は、市長自ら職を辞し市民に信を問うことを要望したにもかかわらず、芦刈市長は自らが問われていることを自覚できず、市議会や市役所に責任転嫁するとともに、議会解散を選択、大義なき市議会議員選挙に至らしめた。

今回、市民に信を問い合わせた誕生した新議会においても、市長としての資質に欠ける芦刈市長にこれ以上、太宰府市の市政を任せることは、市政の発展を妨げるばかりか、市民の負託をないがしろにするものであり、市議会としては断じて看過できない。

よって、市議会は太宰府市民の誇りを守り、市政の健全化と安定を図るため、芦刈市長に対する不信任を再度決議するものである。

平成29年12月　　日

太宰府市議会